

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

- 奈良県議会議員の報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例 (議会事務局)
- 奈良県議会議員会条例の一部を改正する条例 (議会事務局)

公布された条例のあらまし

◇奈良県議会議員の報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例

- 1 議員が招集に応じ議会若しくは委員会又は議長は議長の招集する会議に出席したときに支給する費用弁償の額について改正し、招集地から議員の居住地までの距離に応じた額を支給することとした。
- 2 施行期日
平成十七年一月一日から施行することとした。

◇奈良県議会議員会条例の一部を改正する条例

- 1 条文の整理
労働組合法の改正により、同法で引用する条文の整理を行うこととした。
- 2 施行期日
平成十七年一月一日から施行することとした。

条例

奈良県議会議員の報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月十六日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第二十号

奈良県議会議員の報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例

奈良県議会議員の報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例（昭和三十一年十月奈良県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

- 一 招集地から居住地までの距離が陸路五キロメートル以下である場合 三千五百円
- 二 招集地から居住地までの距離が陸路五キロメートルを超える場合 三千五百円に陸路五キロメートル又は陸路五キロメートルに満たない端数を増すごとに五百円を加えた額

第七条第三項を削る。

附則

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

奈良県議会議員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月十六日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第二十一号

奈良県議会議員会条例の一部を改正する条例

奈良県議会議員会条例（昭和三十一年八月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

附則

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。

